

資料③

令和3年度 住宅改修・福祉用具貸与におけるリハビリテーション専門職関与による介護給付適正化の取組について（報告）

1. 目的

国や県の介護給付適正化に関する指針等において、住宅改修及び福祉用具貸与については、適正な利用を促進し、より効果的なサービスを提供できるような仕組み作りが求められています。そうしたことから、申請時の確認等において、リハビリテーション専門職（以下、「リハ専門職」という。）が関与することで、リハ専門職としての視点から、利用者の状態像等に対応した適切な住宅改修の実施や福祉用具の選定を促し、利用者のQOLの向上につなげることを目的に本取組みを実施しました。

2. 住宅改修の点検方法及び点検結果

点検対象は下記ア～エの条件により選定しました。

	点検対象としたケース	点検実績
ア	特異な改修のケース (例) 同じ箇所に複数の手すりの設置 施工業者が工務店等で、改修内容に疑義のあるケース	7 件
イ	事前申請の理由書に「他職種との連携なし」にチェックがあるケース	2 件
ウ	脳血管疾患等、麻痺があるケースで初めて改修を行うケース (退院時のリハ職支援のあるケースは除く)	0 件
エ	既に手すりや踏み台が設置されている箇所に追加で改修を行うケース (例) 縦手すりが設置されている箇所に追加で横手すりを設置 踏み台のある箇所に追加で手すりを設置	3 件

<点検結果：一部抜粋>

(1)

対象者	80代 女性	訪問日時	令和3年5月20日
要介護度	要介護2	改修内容	手すりの取り付け、段差解消
概要	第4腰椎圧迫骨折既往、急性心筋梗塞既往、認知面の低下あり。リハ職が浴槽のまたぎ動作と住宅改修予定箇所での動作を確認しながら、立位がとりやすい手すりの位置を調整した。		

(2)

対象者	70代 男性	訪問日時	令和3年8月4日
要介護度	要介護1	改修内容	手すりの取り付け
概要	ALS疑い、下肢筋力低下。リハ職が本人の動作確認を行ったところ、方向転換時に動作が困難なため、1階のトイレ入り口の手すりをコーナー手すりに変更する提案を行った。		

(3)

対象者	70代 男性	訪問日時	令和3年11月11日
要介護度	要支援1	改修内容	手すり取付け
概要	パーキンソン病。浴槽内の立ち上がりの動作についてリハ職から助言を行った。浴槽への出入りは既存の手すりでも可能であったため、申請を取り下げ。		

令和3年度は35件の疑義があるケースに対して、12事例について訪問点検を実施しました。全事例とも手すり取付けのケースで、段差解消を併用する改修も数件含まれております。手すり取付けや段差解消の整備は、比較的安価に改修ができる身近な項目であり、高齢者の身体機能の低下による生活動作への影響に大きく関与することから、環境整備を行うことで、QOLの向上と自立支援に最も繋がりやすい改修と考えます。

また、訪問点検時には、リハ専門職による動作確認や生活面の聞き取り等により、現在の身体状況と生活環境を評価したうえで改修内容の確認を行うことから、リハ専門職が関わることで、より総合的な支援を行うことができたと考えております。

例えば(3)のケースでは、既存の縦手すりがある浴室に対して、反対側の壁に縦手すりを追加して、両手で手すりを掴んで浴槽内からの立ち上がり及び跨ぎ動作に活用するという申請でしたが、動作確認と聞き取りを行った際に、浴槽内からの立ち上がり時に上半身が後方に倒れてしまい、浴槽から出ることが困難であることを確認しました。跨ぎ動作については既存の手すりで行えていたため、浴槽内からの立ち上がりの際の下半身の位置や、手の使い方などを助言したのちに手すりの必要性を改めて検討した結果、申請のあった縦手すりは取り下げることとなりました。また、家族から椅子からの立ち上がりで転倒したことがあるという話を聞き、上半身の使い方や体重移動の方法などを併せて助言しました。同席した福祉用具事業者からも、リハ専門職の助言内容を今後の業務に生かしていくとの感想を頂いており、施工事業所等の知識の底上げにも貢献できたと考えております。

3. 福祉用具貸与の点検対象の選定及び結果

点検対象は下記のケースを選定し、リハビリ専門職に訪問点検が必要なケースか確認を行いました。

	点検対象としたケース	点検実績
ア	内容に疑義があるケース (例) 身体状況に合わない福祉用具の貸与	0 件
イ	要介護 1 で電動車いす貸与のケース	0 件
ウ	要支援 (1・2) で特殊寝台及び付属品貸与のケース ※新規貸与のケース ※内科的疾患の場合は除く ※状態像としては、医師の意見 (iii) に該当するものに限る	7 件

令和 3 年度は訪問点検に該当する申請がありませんでしたが、高齢福祉課のリハビリ専門職へ確認の依頼を行いました。

<選定結果：一部抜粋>

(1)

対象者	80代 女性	申請日	令和3年5月19日
要介護度	要支援2	貸与品目	特殊寝台及び付属品 (サイドレール・マットレス・ベッド用手すり)
依頼理由	新規で3モーターの特殊寝台貸与のケース。 主治医所見の照会内容には具体的な病名の記載がなく、3モーターである必要性に疑義があること、また確認依頼条件に該当するため。		
結果	・サービス担当者会議録より、特殊寝台及び付属品の必要性はあるが、主治医意見書に具体的な医学的管理の必要性が明記されておらず、iii)の理由に該当しない。 ・自宅で一般のベッドで寝がえりや立ち上がりができており、食事は食堂で摂取しているため、休憩や就寝用のみに使うのであれば3モーターの必要性が低い。 上記2点のリハビリ専門職からの見解を伝えたが、例外給付の申請を妨げるものではないため、3モーター使用の必要性の明記と、主治医所見の具体的な症状等を補記した資料の追加提出をケアマネジャーへ依頼した。 追加提出された資料を再度リハビリ専門職に確認してもらい、ケアマネジャーや主治医等関係者により必要性が検討されていることから、訪問点検は実施せず、貸与を承認した。		

(2)

対象者	70代 男性	申請日	令和3年7月21日
要介護度	要介護1	貸与品目	車いす（普通型電動車いす）
依頼理由	電動車いすの必要性について疑義はなかったが、依頼条件に該当していたため依頼。		
結果	サービス担当者会議にて必要性が話し合われている。主治医意見書で認知機能に問題ありとのことだが、介護保険の認定調査時、認知機能について顕著な問題が見られないとの結果であった。更に、デイサービスのリハビリ専門職から、電動車いすを使用する能力があるとの報告があったため疑義なしとのこと。 リハビリ専門職より疑義なしとの回答があったため、訪問調査は行わず承認とする。		

(3)

対象者	80代 男性	申請日	令和4年1月31日
要介護度	要支援1	貸与品目	特殊寝台及び付属品 (サイドレール・マットレス)
依頼理由	特殊寝台及び付属品の必要性について疑義はなかったが、依頼条件に該当していたため依頼。		
結果	依頼結果は承認可 サービス担当者会議にて必要性が話し合われている。 約3か月を目途に、腰痛の状態、特殊寝台の使用状況や、今後の方針について確認することが望ましいとケアマネジャーに伝える。 また、痛みに配慮した起き上がり等の方法について、医師や通所リハビリ専門職から指導を受けられると良いと伝える。		

令和3年度の訪問点検の実施件数は0件、高齢福祉課への確認依頼件数は7件でした。

結果として訪問点検は行っておりませんが、内容に疑義があるケースや、書面では状態や必要性が判断しにくいケースについては、リハ専門職による意見やアドバイスをもとに、申請者への確認を行いました。これにより、関係者同士の連携を促したり、福祉用具の必要性の明確化へ繋げたりすることができたケースもありました。

4. まとめ

住宅改修で行った訪問点検では、リハ専門職から体重移動のための動作の助言や、設置することによるデメリットの説明をした結果、設置を見直すケースがありました。リハ専門職が訪問することで、書面だけでは確認できない生活動線やADLの評価を行うことができ、現在の本人の身体状況と生活環境を踏まえた適切な提案ができたと考えております。

併せて、生活面やリハビリに関する助言や、社会参加に向けてのインフォーマルサービスの情報提供なども行うことができました。

訪問点検の効果を把握するために、点検後に実施しているアンケートでは、「本人にとって使いやすい手すりの位置に関する助言だけでなく、身体に負担をかけないための工夫を行うと良い運動についても助言いただいた。」「多角的視点からの意見が参考になった。」などのご意見をいただきました。

なお、改善すべき点としては、昨年同様、「申請から改修着工までに時間がかかった」ことへのご意見がありました。この点については、点検後の事前申請書類再審査を可能な限り早急に行い、着工日までの日数をできる限り短縮できるよう今後も努めて参ります。

福祉用具貸与については、「(ア) 内容に疑義があるケース」と「(イ) 要介護1で電動車いす貸与のケース」、「(ウ) 要支援(1, 2)で特殊寝台及び付属品貸与のケース」を点検対象として、リハ専門職へ訪問点検が必要なケースか確認を行いました。

また、点検対象外の申請のうち、リハ専門職に確認を依頼したケースとしては、認知面の低下がみられる電動車いす貸与の申請がありました。

福祉用具貸与においては、令和3年度に訪問点検は実施しませんでした。申請者への内容確認やリハ専門職によるアドバイス等を伝えさせていただいております。

住宅改修・福祉用具貸与にリハ専門職が関与することで、身体機能や生活環境の評価を行い、適切な改修または福祉用具の選定に繋げることができ、給付適正化の取組みとしても成果を上げることができると考えております。